

令和6年 第2回 臨時教育委員会 会議録

日 時	令和6年3月13日（水） 12時00分～13時00分
場 所	阪南市役所 教育長室
出席者	〈教育委員会〉 教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也 〈事務局（生涯学習部）職員〉 生涯学習部理事 中 野 泰 宏 教育総務課長 吉 見 勝 吾
書記	生涯学習部理事 中 野 泰 宏
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和6年第2回臨時教育委員会を開会する。

署名委員に水島委員を指名する。

本日の議事は、人事に関することを含むことから、教育委員会議規則第4条第1項により、非公開にしたいが、本会議を非公開にするためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席者の3分の2以上の議決が必要となる。本会議を非公開にしてよいか。

(全委員)

異議なし。

(教育長)

委員の賛成多数により、本会議を秘密会とする。

◆協議事項第1号「和解することについて」(教育総務課)

(教育長)

協議事項第1号「和解について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

今回の提案は、令和5年6月12日付けで工事請負契約を締結した鳥取東中学校トイレ改修等Ⅰ期工事において、工事請負業者の責めに帰すべき事由により合併浄化槽内に塗料が混入したことによる市の損害額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるための措置で、令和6年第1回定例会（3月議会）で提案する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(柴崎委員)

令和6年度にはトイレ改修のⅡ期工事を予定していると思うが、引き続き、本件の業者が工事を実施するのか。

(教育総務課長)

鳥取東中学校のトイレ改修等Ⅱ期工事については、令和6年度に改めて入札等により業者を決定する予定としている。

(教育長)

他に、意見や質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

**◆議決事項第1号 「令和6年度阪南市立学校教職員の人事異動について」
(生涯学習部理事)**

(教育長)

それでは、議決事項第1号「令和6年度阪南市立学校教職員の人事異動について」生涯学習部理事の説明を求める。

<非公開>

(教育長)

ただいまの説明について、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

**◆議決事項第2号 「阪南市教育委員会教育長の退任の同意について」
(生涯学習部理事)**

(教育長)

続いて、議決事項2号「阪南市教育委員会教育長の退任の同意について」であるが、本案件は、私の人事案件となるため、退席するので、議事の進行を八田教育長職務代理者にお願いします。

【教育長 退室】

【議長交代】

(教育長職務代理者)

それでは、議事にうつる。

議決事項2号「阪南市教育委員会教育長の退任の同意について」生涯学習部理事の説明を求める。

(生涯学習部理事)

それでは、議決事項2号「阪南市教育委員会教育長の退任の同意について」説明する。

令和6年1月31日付けで、橋本教育長から水野市長に令和6年3月31日をもって辞職したい旨の辞職願が出され、市長が同意した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条には、「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」と規定されているので、同条に基づき、教育長の退任について委員会の同意を求めるもの

である。

(教育長職務代理者)

ただいまの説明について、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長職務代理者)

議決事項2号について、原案のとおり議決され、退任について同意されたものとする。

(教育長職務代理者)

それでは退席していた教育長の入室を認め、進行を交代する。

【教育長 入室】

【議長交代】

(教育長)

その他で、意見や質問等はないか。

(全委員)

意見等なし。

(教育長)

和6年第2回臨時教育委員会を閉会する

以 上